

## 議案第3号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法施行令の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。